第 1 6 回市民会議議事録 (2021 年 7 月 28 日午前 10 時 - 12 時)

1 テーマ①「地域司法計画に対する弁護士会の取組み」

【概要説明・問題意識の提示】

赤沼洋弁護士、藤田寛之弁護士、河合秀樹弁護士、畑中優宏弁護士

- ●横浜地方裁判所小田原支部での労働審判実施に向けて 管内人口約 120 万人の小田原支部において短期間に紛争の実情に即した解決を目指 す手続である労働審判の実施を求める会長声明が令和 3 年 1 月に発出された。
- ●横浜地方裁判所相模原支部について

相模原支部の問題点として①合議制がないため、合議制の事件は横浜地裁本庁の審理となる、②労働審判がないことが挙げられる。これらの問題点により、当事者が出頭を断念するなどの問題がある。弁護士会は、合議制導入を求める会長声明を発出、相模原市議会では、合議制導入を求める決議がなされている。弁護士会では、今後も地元市議会や裁判所への陳情等を予定している。

●藤沢簡易裁判所への家裁出張所併設運動について

①家事事件を取扱う裁判所が地域にない、②地域人口・弁護士数が増加している、③ 家事事件が増加していることから、弁護士会としては、藤沢簡易裁判所への家裁出張 所併設を求めている。具体的には、弁護士会の声明発出、地元市議会等から政府等へ の意見書の提出、地元市長、国会議員、他士業団体との面談等の運動を行っている。

【委員の方々のご意見】

- ・ 新型コロナウィルスの影響で労働問題は増加している。支部での労働審判の実施に 向けて是非頑張ってほしい。
- ・ 労働者側の労働審判員の候補者数には余力があるので、支部での労働審判実施に向けて協力できる。
- ・ 新型コロナウィルスの影響により地方で働く人も増えるので、支部でも労働審判が 実施されることには賛成である。
- ・ 現在の不合理な状況打開のためには、活動を続けてゆくしかない。
- ・ 神奈川県知事にも陳情をしたらどうか。予算の取合いが考えられるが、陳情は「数で動く」こともある。
- ・ 不都合により、実際にどのようなことが起きてしまったのかが伝わると市民が動く。
- ・ 裁判所の問題について、多くの市民は「我が事」と思わないので、裁判所で身近な 問題が解決できることを知ってもらうことで、市民も関心を持つ。
- ・ 今回の三件の問題についてバラバラに解決を目指すのではなく、よその問題にも目 を向け、県民をあげての問題とするべき。
- ・ 市民が、どのような司法のサービスを受けられるのか知ることができるように、県 のメディアを通した情報の発信が必要。

2 テーマ② 「貧困問題に対する弁護士会の取り組み」

【概略説明・問題意識の提示】 畑裕士弁護士、谷川献吾弁護士、工藤猛弁護士

●貧困問題対策本部の概略

2008年のリーマンショック後、2010年に日弁連で貧困問題対策問題が設立。その後、日弁連からの依頼を受け、神奈川県弁護士会で貧困問題対策本部が設立。

●自死対策部会の取組み

(1) 対面型相談会

自死の問題は、いろんな問題が絡み合っているケースが多いが、別の窓口まで相談に行けない方も多い。そこで、ワンストップでサービスを提供できるようにした。広報の方法が課題。

(2) 他業種ワークショップ

他業種の方がどのような支援をしておりどのような解決策があるのか、具体的な事案における生の知識は非常に参考になる。ネットワークづくりが課題。

(3) メンタルヘルス研修会

会員弁護士のメンタルヘルス維持、精神的不調を抱える依頼者・相談者への対応方法、自死 に関わる法律問題等に関する会内部の研修会。

(4) 自死遺族ホットライン

全国から相談が来るが、電話相談という形態であるからか、実際の受任にまでつながらない ケースが多い。具体的なサポートが必要な場合の対応が課題。

- ●子どもの貧困部会について
- これまでの取り組み
- (1) 人権シンポ
- (2) 養育費不払い解消のための支援についての検討

民間企業が養育費を保証する養育費保証サービスについて、県内で取り組んでいる横須賀市の職員に、同市の弁護士とともに話を聞いた。ただ、弁護士法抵触の可能性があるとの指摘があり、神奈川県弁護士会として、養育費保証のサービサー利用を積極的に援助するのは妥当ではないと考えている。養育費回収のための方法を今後検討予定。

- ・子どもの貧困部会の現在及び今後の活動
- (1) 子どもの居場所の把握

これまで経済的な貧困に着目していたが、つながりの貧困に着目し、第1回は川崎市川崎区の「ステップアンドゴー」、第2回はNPO法人「パノラマ」について調査。

「ステップアンドゴー」では、コロナの影響で施設に来る子どもの数が減っているが、子どもの自主性尊重のためアプローチはしておらず、子どもたちの現在の動向が分からない。 「パノラマ」では、コロナの影響で飲食の提供ができず、参加生徒数が減り、来た生徒もすぐ帰ってしまうため、生徒とのコミュニケーションの中で相談に乗ることが難しくなっている。

今後、実際に校内カフェに行って生徒たちと交流することも検討している。

(2) ヤングケアラー支援制度づくり

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケアを引き受け、サポートを行う 18 歳未満の子どもたちのこと。部活や進学を諦めたり、心身の不調を訴えている子どもがいる。家庭内の問題で外から見えにくく、本人自身でヤングケアラーであると気づけない。コロナの影響で自宅で過ごすことが多くなった子どもたちが、両親や兄弟のケアをすることが多くなり、ケアラーの負担は相当増えていると思われる。

教員であってもヤングケアラーという言葉を知らない者が多くいる。ヤングケアラーという言葉を知ってもらい、どのような制度を作っていくか検討したい。

【委員の方々のご意見】

- ・貧困問題といってもいろんな問題があると分かった。
- ・市町村や福祉事務所によっても、入口対応のハードルの高さが異なっているというのが一つ大きな問題。低いほうに流されても困るが、どんなところに行っても困っている人が生活保護にアクセスできるという環境づくりのために皆様のお力をいただければと思う。
- ・生活保護のアクセスを安定させるために弁護士がいかにアプローチできるかを検討いた だきたい。
- ・こういう苦境にある人も司法サービスを使うことで救済が可能であるということを具体 的事例でたくさん提供してほしい。
- ・ヤングケアラーという言葉だけが独り歩きしてしまうことも問題。報道された事案に比べたら自分は大したことがないと考えられてしまうことがある。こんな事例でもサポートしているというような多くの事例を紹介していただけると紹介しやすくなる。
- ・弁護士会で相談会をやっているといっても、そこまで知らない、アクセスができない人が多い。一番は SNS、ツイッター。それを誰かが発信してその人まで届くかどうかということがある。ツイッターでのアプローチを増やしていただきたい。
- ・お子さん自身が当事者であると気づけない、自分は当たり前だと思って不具合に気づきにくい、気づいていてもどこにストレスを出したらよいのかよくわからない、という子どもが多いように見受けられる。弁護士が出前授業、学校に出向いて、勉強としての法律だけでなく、子どもの権利、自分が守られるべき権利が何で、それが守られて幸せな生活を送るためにはどのようなアプローチができるのか、という授業ができれば、子どもの7人に1人が貧困という中で、救いになると思う。
- ・社会福祉士会との連携をとることを考えていただきたい。